

授業の受け方

1 大学の授業時間

大学の講義時間は、1コマ90分で、時間は、以下の通りである。

1限 8:45～10:15

2限 10:30～12:00

昼食 12:00～13:00

3限 13:00～14:30

4限 14:45～16:15

5限 16:30～18:00

6限 18:15～19:45

7限 20:00～21:30

1日の授業は、5限で終了できるように時間割を組んでいるが、非常勤講師の都合や教職課程の科目では6限に開講する場合がある。

2 シラバスの活用について（シラバス参照）

シラバスは名桜大学のHPに掲載されている。シラバスは事前登録に必要なうえ、履修する科目の授業内容を確認し、次回の授業準備や予習には欠かせないものである。シラバスには、成績評価の指標や看護学科独自の前提条件等が記載されている。また、必要なテキスト、講義に望む姿勢など、詳細な内容が示される。シラバスを活用することは、学習を効果的に進めることにつながる。また、シラバスは卒業後に大学院に進学する際や、他の大学に編入する場合、また就職などにおいて、履修内容を求められることがあるため、履修が終了しても大切に保管しておく。

大学では、高校の授業のように1～5限まで授業が計画されていても、履修の仕方によっては空きコマがある。空きコマは予習や復習のための時間として活用することを勧める。空きコマに遊びに行ったり、バイトをしたり、何もしないで過ごしていると授業についていくのが難しい状況となる。成績不良者の多くは、予習をしないで授業を受けている状況がみられる。また、授業中にわからないことをわからないまま次の授業を受けると、内容を理解することが困難になる。早い時期に学習習慣を確立して、予習・復習を行い授業に臨む姿勢が大切となる。特に看護学科では必ず予習をして授業を受けることが求められる。なぜなら、今まで習ったことがない医学用語、看護用語が授業の中で数多く使われることから予習をしないで授業を受けると理解することは難しい。4年以上かけて大学を卒業する予定の方は、ゆっくり学習をすすめてもよいが、4年間で卒業するためには、大学生としての主体的な学びへ転換することを推奨する。

3 期末試験の受け方と結果の確認について

期末試験は学期終了時に実施されるが、科目によっては講義終了時に実施する。受験資格は学則・諸規程第4条（P167参照）に規定されている通り、**3分の2以上の出席**をしていることが条件となる。欠席が多い場合、受験できない。試験期間は2週間予定されるが、教務課から試験計画が発表されるので、掲示板等で確認して受験する。「寝坊をして試験を受けられなかった」、「試験日を忘れていた」などの理由で試験を受けなかった場合、再度試験を受けることはできない。また、試験を受けなかった場合は、単位は認定されないため、次年度に再履修することになる。

期末試験等の受験時には、学生証の提示が必要となる。学生証は常に携帯し、必要時には提示できるようにする。また、試験会場にはかばんや大きな荷物は持ち込むことができないため試験に必要な物以外はロッカーに入れて試験会場に入る。試験時間や途中での退出については、試験監督の指示に従う。不正行為については、不正行為と見なされれば全ての科目の単位が取り消されるので注意する。

再試験制度

本大学では、再試験の制度は設けていない。卒業年次の学生に限って2科目（受験料は1科目4,000円）に限って再試験を受ける権利がある。それ以外の期間や理由では一切再試験は行わない。

追試験制度

追試験は、予定されていた期末試験がやむをえない理由で受験できなかった場合（P152 人間健康学部履修規程参照）、証明書等の発行をすることにより試験を受けることができる。追試験対象者は、病気（医師の診断書が必要）、忌引き（証明書が必要）、交通機関等の遅延・運休（証明書が必要）、大学が認めた就職試験や遠征試合である。追試験を希望する場合は、教務課に連絡し手続きをとる。

4 成績評価と GPA について

成績評価については、学則第16条にもとづき規定されている。59点以下は不可とし、再履修の対象となる。成績表については学期終了時に教務課から配布される。成績について疑問がある場合は、「成績に関する問い合わせ」をすることができる。教務課で対応するが、問い合わせされた内容について担当の教員から説明を受けることができる。教員の説明においてなお不服がある場合は、「不服申し立て」をすることができる。「成績に関する問い合わせ」や「不服申し立て」に関する手続きは教務課で対応する。不服に関する申し立てに対しては、学長を委員長とする調停会議において公平に審議される。何か問題を感じたら、まずゼミの先生やクラス担当の先生に相談する。成績の確認はとても大切なことで誰かが代わりに管理するものではないので自分で責任をもって管理する。

GPAについて

名桜大学ではGPAの制度を導入している。GPA（Grade Point Average グレード・ポイント・アベレージ）とは、各科目の5段階評価を、以下のように換算し合計する。秀（100-90点）：4、優（89-80点）：3、良（79-70点）：2、可（69-60点）：1、不可（59点以下）：0、それに各単位数を掛けて足した合計点を総単位数（履修登録単位の総数）で割ってスコア化してGPAとして算出している。GPAは大学の奨学金の判断基準となることや、教職希望者の実習の可否を決める審査（GPA2.8以上の者に実習が許可される）に利用される。学期末に配布される成績表にGPAが記載されている。GPAアップを学習目標のひとつとして活用する。

5 選択科目の受講について

看護学科は必修科目が多いため、必要最小限の単位のみを履修する傾向もられるが、教養教育科目、専門基礎教育科目、専門教育科目に選択科目が設けられているので、できるだけ履修するようにする。教養教育科目の選択科目は、国際学群やスポーツ健康学科と共通科目として組んでいる。名桜大学は総合大学なので、より多くの学生との交流を図る意味においても選択科目を履修し、さまざまな授業を経験することは看護を学ぶ上でとてもプラスになる。

専門基礎教育科目、専門教育科目に位置づけられている選択科目は、看護学を学ぶ上で重要な科目だが、看護の多領域にわたる内容の科目であることから選択科目としている。できるだけ履修することを勧めるが、

時間的な余裕などを考慮し、学習計画を立てるようにする。

6 授業の欠席と公欠席の手続きについて

学則・諸規程第2条 (P167 参照) に規定されているとおり、授業を欠席する場合は、欠席届が必要である。欠席届は教務課また看護学科事務室に用意している。事前に欠席がわかっている場合は、講義開始前に担当教員に欠席届を提出する。突然欠席する場合は、欠席することを看護学科事務又は担当教員に連絡し、後日欠席届を提出するようにする。

公欠席について

公欠席については、「欠席及び期末試験の受験資格に関する申し合わせ」第2条 4項に規定されている。公欠席は、学期中に2回まで認められるが、事前に公欠席願いを教務課及び担当教員に提出する。公欠席をした場合は、欠席した講義の補講を受けなければならない。補講については担当教員と相談して決めることになる。看護学科の場合、臨地実習中の公欠席は補講ができないために認められないことがある。公欠席を予定する場合は、事前に担当教員と相談する。公欠席については、事後の提出は認められない。

7 臨地実習について

1) 4年間の実習計画

臨地実習は、看護師課程で23単位、保健師課程で4単位が計画されている。1年次から臨地実習が実施され、4年生まで段階的な学習が計画されている (P70 履修スケジュール参照)。

それぞれの実習には、各概論や方法論等の所定の科目の単位を取得した学生のみ実習を履修することが出来るなどの前提条件があるため、必ず各科目のシラバスを確認する。

2) 単位認定に関する実習評価

実習評価は、実習目標到達度・記録物・レポート・実習態度等により科目責任者が行う。原則として、4/5以上の出席がない場合は、実習評価を受けることができない。また、原則として補充実習は行わないが、公欠席 (忌引き、感染症等の登校禁止の診断書がある時) 等で、必要と判断された場合のみ補充実習を行う。

